

議案第 2 1 号

京丹後市水道事業給水条例等の一部改正について

京丹後市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

料金等の請求について、毎月請求から隔月請求に変更するため、併せて、水道に係る開閉栓手続について、将来的にオンラインや郵送、電話等での申込みができるよう、手数料の徴収を申込後でも可能とするため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(京丹後市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項及び第2項中「使用料金」を「使用料」に改める。

第27条第1項中「毎月」を「2箇月分まとめて」に改め、同条第2項中「2箇月分」を「3箇月分」に改める。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第6号に規定する手数料は、申込みの後において徴収することができる。

(京丹後市公共下水道条例の一部改正)

第2条 京丹後市公共下水道条例(平成16年京丹後市条例第210号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「毎月」を「2箇月分まとめて」に改める。

(京丹後市集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「毎月」を「2箇月分まとめて」に改める。

(京丹後市浄化槽条例の一部改正)

第4条 京丹後市浄化槽条例(平成16年京丹後市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第20条前段中「第17条」の次に「及び第18条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の京丹後市水道事業給水条例(以下「改

正後の水道事業給水条例」という。) 第 26 条及び第 29 条の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の水道事業給水条例第 27 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後に行う検針に係る水道料金の徴収について適用し、同日前に行う検針に係る水道料金の徴収については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の京丹後市公共下水道条例第 18 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後に行う汚水量の認定に係る公共下水道使用料の徴収について適用し、同日前に行う汚水量の認定に係る公共下水道使用料の徴収については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条の規定による改正後の京丹後市集落排水処理施設条例第 15 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後に行う汚水量の認定に係る排水処理施設使用料の徴収について適用し、同日前に行う汚水量の認定に係る排水処理施設使用料の徴収については、なお従前の例による。
- 5 第 4 条の規定による改正後の京丹後市浄化槽条例第 20 条の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後に行う汚水量の認定に係る浄化槽使用料の徴収について適用し、同日前に行う汚水量の認定に係る浄化槽使用料の徴収については、なお従前の例による。

京丹後市水道事業給水条例(平成16年京丹後市条例第206号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市水道事業給水条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第206号</p> <p>第1条～第25条 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第26条 定例日から次の定例日までの間の中途において、水道の使用を開始したときの当該期間の基本料金及びメーター<u>使用料金</u>は、使用を開始した日の属する月が次の定例日の属する月の前月であるときは、1箇月分の料金として算定し、当該日が次の定例日の属する月の前々月の場合は、2箇月分の料金として算定する。</p> <p>2 定例日から次の定例日までの間の中途において、水道の使用を中止したときの基本料金及びメーター<u>使用料金</u>は、使用を中止した日の属する月が次の定例日の属する月の前月であるときは、2箇月分の料金として算定し、当該日が次の定例日の属する月の前々月の場合は、1箇月分の料金として算定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第27条 料金は、<u>毎月</u>徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 水道の使用を中止した場合の料金は、その翌月に<u>2箇月分</u>まとめて徴収することができる。</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号に掲げる種類につき、それぞれ当該各号に定める金額(第6号にあっては、当該額に消費税等相当額を加算した額)とし、申込者から申込みの際これを徴収する。 _____</p> <hr/> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>京丹後市水道事業給水条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第206号</p> <p>第1条～第25条 (略)</p> <p>(特別な場合における料金の算定)</p> <p>第26条 定例日から次の定例日までの間の中途において、水道の使用を開始したときの当該期間の基本料金及びメーター<u>使用料</u>は、使用を開始した日の属する月が次の定例日の属する月の前月であるときは、1箇月分の料金として算定し、当該日が次の定例日の属する月の前々月の場合は、2箇月分の料金として算定する。</p> <p>2 定例日から次の定例日までの間の中途において、水道の使用を中止したときの基本料金及びメーター<u>使用料</u>は、使用を中止した日の属する月が次の定例日の属する月の前月であるときは、2箇月分の料金として算定し、当該日が次の定例日の属する月の前々月の場合は、1箇月分の料金として算定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第27条 料金は、<u>2箇月分</u>まとめて徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 水道の使用を中止した場合の料金は、その翌月に<u>3箇月分</u>まとめて徴収することができる。</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の各号に掲げる種類につき、それぞれ当該各号に定める金額(第6号にあっては、当該額に消費税等相当額を加算した額)とし、申込者から申込みの際これを徴収する。<u>ただし、第6号に規定する手数料は、申込みの後において徴収することができる。</u></p> <hr/> <p>(1)～(8) (略)</p>

現行	改正案
<p>2 (略) 第30条～第43条 (略)</p>	<p>2 (略) 第30条～第43条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第29条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の京丹後市水道事業給水条例第27条の規定は、令和9年4月1日以後に行う検針に係る水道料金の徴収について適用し、同日前に行う検針に係る水道料金の徴収については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市公共下水道条例(平成16年京丹後市条例第210号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市公共下水道条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第210号</p> <p>第1条～第16条 (略) (使用料の徴収)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 使用料は、<u>毎月</u>徴収する。 2 (略)</p> <p>第19条～第41条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>	<p>京丹後市公共下水道条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第210号</p> <p>第1条～第16条 (略) (使用料の徴収)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第18条 使用料は、<u>2箇月分まとめて</u>徴収する。 2 (略)</p> <p>第19条～第41条 (略)</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u> (<u>経過措置</u>)</p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市公共下水道条例第18条の規定は、令和9年4月1日以後に行う汚水量の認定に係る公共下水道使用料の徴収について適用し、同日前に行う汚水量の認定に係る公共下水道使用料の徴収については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市集落排水処理施設条例(平成16年京丹後市条例第212号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市集落排水処理施設条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第212号</p> <p>第1条～第13条 (略) (使用料の徴収)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 使用料は、<u>毎月</u>徴収する。 2 (略)</p> <p>第16条～第35条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>京丹後市集落排水処理施設条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第212号</p> <p>第1条～第13条 (略) (使用料の徴収)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>第15条 使用料は、<u>2箇月分まとめて</u>徴収する。 2 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u> (<u>経過措置</u>)</p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市集落排水処理施設条例第15条の規定は、令和9年4月1日以後に行う汚水量の認定に係る排水処理施設使用料の徴収について適用し、同日前に行う汚水量の認定に係る排水処理施設使用料の徴収については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市浄化槽条例(平成16年京丹後市条例第214号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市浄化槽条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第214号</p> <p>第1条～第19条 (略) (使用料の徴収)</p> <p>第20条 浄化槽の使用料の徴収については、条例第17条_____の規定を準用する。この場合において、同条例第17条中「公共下水道」とあるのは「浄化槽」と読み替えるものとする。</p> <p>第21条～第34条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>京丹後市浄化槽条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第214号</p> <p>第1条～第19条 (略) (使用料の徴収)</p> <p>第20条 浄化槽の使用料の徴収については、条例第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、同条例第17条中「公共下水道」とあるのは「浄化槽」と読み替えるものとする。</p> <p>第21条～第34条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市浄化槽条例第20条の規定は、令和9年4月1日以後に行う汚水量の認定に係る浄化槽使用料の徴収について適用し、同日前に行う汚水量の認定に係る浄化槽使用料の徴収については、なお従前の例による。</u></p>

★検針・請求イメージ（偶数月検針の場合）

使用月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現 状	検針	●		●		●		●		●		●	
	請求	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
変更後	検針	●		●		●		●		●		●	
	請求		4・5月分		6・7月分		8・9月分		10・11月分		12・1月分		2・3月分

★水道料金・下水道使用料の計算は、変わりません。

これまでどおり、2箇月に1回検針を行い、検針した2箇月分の水量を均等に使用したものとみなして、当月分・翌月分として算定し、その合計額を請求します(ただし、消費税の端数調整により、1円増となる場合があります。)

【参考（請求・支払額）】 2箇月間で40m³の使用（1箇月20m³・メーター口径13mm）した場合の請求・支払例

現状

支払月	4月	5月	合計
水道料金	3,751円	3,751円	7,502円
下水道使用料	3,190円	3,190円	6,380円
合計	6,941円	6,941円	13,882円

(消費税込み)

変更後

支払月	4月	5月	合計
水道料金	(3,751円)	(3,751円)	7,502円
下水道使用料	(3,190円)	(3,190円)	6,380円
合計		13,882円	13,882円

(消費税込み)

★支払期間の延長

【これまで】通知から納入期限までの期間 **10日間程度** → 通知(月初旬)から納入期限(月末)までの期間 **20日間程度**

★契約者の割合(R7.10時点) 月10m³(約2,000円)まで**50%** 月20m³(約3,800円)まで**75%** 月50m³(約9,300円)まで**97%**

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第 2 1 号 京丹後市水道事業給水条例等の一部改正について			政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他 ()		
《政策等の概要》		《市民参加の状況》					
京丹後市水道事業及び下水道事業に係る水道料金、下水道使用料について、これまでの「隔月検針・毎月請求」から「隔月検針・隔月請求」に改めるとともに、水道に係る開閉栓手続について、オンラインや郵送、電話等での申込みを可能にするため、手数料の徴収を申込後でも可能とするよう改めるため、所要の改正を行うものである。		有 ・ <u>無</u> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
【対象条例】		《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
<ul style="list-style-type: none"> 京丹後市水道事業給水条例 (平成16年4月1日条例第206号) 京丹後市公共下水道条例 (平成16年4月1日条例第210号) 京丹後市集落排水処理施設条例 (平成16年京丹後市条例第212号) 京丹後市浄化槽条例 (平成16年京丹後市条例第214号) 		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
R8年度							8,400
		8,400					
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》					
経営改善の一環として、これまでの「隔月検針・毎月請求」から「隔月検針・隔月請求」に改めることにより、経費削減を図る。 また、支払回数の半減、支払期間の延長による利用者に対する支払手続等の見直しも図るもの。		<ul style="list-style-type: none"> 約900万円～1,000万円/年の経費削減効果 支払期間の延長 通知から納入期限までの期間 10日間程度 → 通知 (月初旬) から納入期限 (月末) までの期間 20日間程度 					
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》					
R8.1.26 京丹後市上下水道事業審議会での説明 R8.2.4 例規審査委員会にて改正条例案について審査		まちづくり 27の施策	13	きれいな水を循環させる上下水道の整備			
《政策等の実施時期》		○その他の計画 (該当する場合のみ)					
令和9年4月1日から施行する。ただし、手数料の徴収時期の特例及び文言修正は、令和8年4月1日から施行する。 ※ 隔月請求の移行に当たり、システム改修、新たな検針お知らせ票の作成、テスト試験、利用者への周知等に一定期間を要するため、この時期とするもの。		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
		担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)			
		上下水道部	経営企画整備課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 「隔月検針・毎月請求」から 「隔月検針・隔月請求」への移行			